

2026 年 9 月 30 日

吸収分割に係る事前備置書類（変更）
（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条第 7 号に基づく変更後の事項の開示）

東京都港区虎ノ門一丁目 7 番 12 号
沖電気工業株式会社
代表取締役 社長執行役員 森 孝廣

当社は、日立チャネルソリューションズ株式会社（以下「承継会社」といいます。）を吸収分割承継会社、当社を吸収分割会社として、2026 年 8 月 17 日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を 2026 年 10 月 1 日として、当社の金融ソリューション事業の一部に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

今般、本吸収分割に関し、当社本店に備置いたしました 2026 年 8 月 17 日付「吸収分割に係る事前備置書類」の記載事項の一部に変更が生じたので、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条第 7 号の規定により、当該書類を下記のとおり変更いたします。なお、変更箇所は下線で表示しております。

記

【変更前】

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

- (1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号イ）
別紙 2 のとおりです。
- (2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ロ）
該当事項はありません。
- (3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ）

該当事項はありません。

【変更後】

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

- (1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号イ）

別紙 2 のとおりです。

- (2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ロ）

該当事項はありません。

- (3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ）

① 承継会社は、2026 年 9 月 28 日を効力発生日として、資本準備金の額の 21,000,000,000 円の減少、及び当該減少額全額のその他資本剰余金への振替えを実行いたしました。

② 承継会社は、当社から 2026 年 10 月 1 日付で金 20,000,000,000 円を借り入れるため、当社との間で、2026 年 9 月 29 日付で覚書を締結いたしました。

③ 承継会社は、2026 年 9 月 29 日を効力発生日として、承継会社の唯一の株主である株式会社日立製作所に対し、総額金 21,000,000,000 円の剰余金の配当を実行いたしました。

以 上